

令和2年度から会計年度任用職員制度が始まります

問い合わせ 総務課 人事係(☎内線508・509)

地方公共団体で雇用されている臨時・非常勤職員の適正な任用を確保するため、また、働き方改革や行政需要の多様化などに対応するため、地方公務員法および地方自治法が改正され、新たに会計年度任用職員制度が創設されることになりました。

本市でも、臨時・非常勤職員制度について、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度に移行します。詳しくは市の公式ホームページに掲載します。

会計年度任用職員の勤務条件

本市では、短時間勤務職員を「パートタイム会計年度任用職員」、常勤職員を「フルタイム会計年度任用職員」とし、次のような勤務条件となります。

	パートタイム会計年度任用職員	フルタイム会計年度任用職員
給与	報酬、期末手当(2.6月/年)、費用弁償(通勤手当相当額)	基本給、期末手当(2.6月/年)、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、退職手当など
勤務時間	38時間45分未満/週	38時間45分/週
保険など	社会保険	社会保険→1年超 (福岡県市町村職員共済組合加入)
休暇など	—	年次有給休暇、特別休暇、病気休暇など 【無給】育児休業、介護休暇など
人事評価	人事評価対象	人事評価対象
条件付任用	対象(任用1カ月)	対象(任用1カ月)

※休暇等の付与、各種手当等の支給および社会保険・共済組合の加入は勤務時間などの要件があります。

会計年度任用職員の任用にあたっての条件など

- ① 任用は、競争試験または選考により行います(改正地公法22条の2第1項)。
- ② 主に次のようなサービスに関する規程が設定されます(改正地公法30条から38条)。
 - ・業務を行うにあたってのサービスの宣誓
 - ・法令等および上司の職務上の命令に従う義務
 - ・信用失墜行為の禁止
 - ・守秘義務
 - ・職務に専念する義務
- ③ 1会計年度内を任用期間とします。次年度の会計年度任用職員の任用にあたっては、改めて公募のうえ選考を行います。
- ④ 研修、災害時対応等については正規職員と同様の取り扱いになります。